北緑丘ソフトテニスクラブ　規約

規約案

第1章　　総則

第1条（名称）

本クラブの名称は、北緑丘ソフトテニスクラブ（以下本クラブ）とする。

また、北緑丘STCを本クラブの略称とする。

第2条（事務局の所在地）

本クラブの事務局は豊中市立第十四中学校内に置く。

本クラブは事務局をクラブ代表者住所に置く。

本クラブの事務局は一般社団法人 NNスポーツクラブ内に置く。

第3条（運営）

本クラブの運営は、一般社団法人NNスポーツクラブが行う。

第2章　　目的および事業

第3条（目的）

本クラブは、ソフトテニスを通じ、児童・生徒の心身の健全な育成に資する事を目的とする。

第4条（事業）

本クラブは、前条の目的を達成する為に次の活動を行う。

(1) ソフトテニスの活動

(2) (1)の活動に必要な大会の運営

(3) その他、本クラブの目的達成に必要な活動

第5条（活動場所および活動日）

(1) 活動場所

本クラブの活動場所は、第十四中学校グラウンドテニスコートとする。

(2) 活動日

月・火・木・金　17:00～18：30

土　　8:30～11:30

※ただし、学校行事により、また練習試合や公式戦がある場合は変更される。

※第十四中学校の定期テスト1週間前の期間は練習を休止する。

(3) 休養日

豊中市部活動ガイドラインに基づき、平日1日、休日1日の休養日を設定する。

※公式戦などにより変更される場合は、翌週に代替の休養日を設定する。

第3章　　クラブ員

第6条（入会資格）

本クラブに加入できるものは、本クラブの目的に賛同するものとし、加入後は本クラブが定める規約を遵守する。

本クラブに加入できるものは、原則として豊中市内の小学校・中学校に在籍する児童・生徒とする。

第7条（入会手続き）

本クラブに加入を希望する者は、所定の手続きを行うとともに、別に定める入会費・クラブ費を納入しなければならない。

第8条（会員種別）

本クラブには以下3種類の会員種別を設定する。

(1) 中学生会員

豊中市内の中学校の在籍する生徒は中学生会員とする。。

(2) 小学生会員

豊中市内の小学校に在籍する生徒は小学生会員とする。

(3) 部活動会員

（1）の会員の内、第十四中学校ソフトテニス部加入している生徒は、部活動会員とする。

第9条（クラブ費）

(1) クラブ費は以下のように定める

- 中学生会員　月額 4500円（プレ期間は月額 3000円）
- 小学生会員　月額 3000円（プレ期間は月額 2000円）
- 部活動会員　月額 1000円（プレ期間は月額 500円）

~~(2) クラブ費は半期に1度納入し、前期は4月～8月分、後期は9月～3月分とする。~~

(3) ユニフォーム・クラブTシャツなど、個人で使用するものについては、クラブ費とは別に代金を徴収し購入することとする。

(4) 入会費・更新費

入会時および年度更新時に入会費および更新費を支払うものとする。

入会費および更新費は1800円とする。

※入会費および更新費は、日本ソフトテニス連盟登録費、公益財団法人スポーツ安全協会の保険費、および入会および年度更新に必要な費用に充てる。

(5) 理由なくクラブ費の支払いが遅滞した場合、そのクラブ員は除名とする。

第10条（退会手続き）

本クラブを退会する場合は、退会希望日の前月末までに申し出て、所定の手続きをすることにより退会となる。ただし、一度納入したクラブ費等は返還しない。

第4章　役員

第11条（役員）

本クラブには次の役員を置く。

部長 1名、副部長 若干名、会計 1名、監事 1名

第12条（役員の職務）

(1) 部長は、本クラブの会務を総括し、クラブを代表する。

(2) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故ある時はその職務を代理する。

(3) 会計は、クラブ費を管理する。

(4) 監事は、クラブの会務・会計を監査する。

第13条（役員の任期）

クラブの役員の任期は1年とし、再任は妨げない。また、監事以外の役職は兼ねることを妨げない。なお、各役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

第5章　　会議

第14条　（会議の種類）

本クラブには次の会議を置く

(1) 運営部会

(2) 総会

(3) その他、必要な部会を置くことができる。

第15条（総会）

総会は年に1度開催し、次の事項を承認する。

(1) 事業計画およびクラブの方針に関する事項

(2) 規約の改正

(3) その他クラブの運営に関する事項

第16条（総会の招集と議決）

(1) 総会は年1回部長が召集する。部長が必要と認める時は臨時に総会を招集することができる。

(2) 総会は、本クラブのクラブ員（保護者）の過半数の出席をもって成立する。

(3) 総会の議決は、出席クラブ員（保護者）の過半数の賛成をもって決する。

第6章　　会計

第1条（経費）

本クラブの経費は、クラブ費、補助金、寄付金、その他収入を持って充てる。

第2条（管理）

本クラブの経費は、事務局（会計）が管理する。

第3条（会計年度）

本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第7章　　細則

第1条（輸送）

本クラブにおけるクラブ員の輸送については、責任と移動手段について保護者に一任する。

第2条（個人情報の取扱と利用目的）

(1) 本クラブの活動により得られた個人情報（氏名、生年月日、年齢、学年、住所、電話番号、メールアドレス）は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取扱うことといたします。

(2) 個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし、本人（未成年の場合は、保護者）の承諾なく、他の目的には利用いたしません。

- 日本ソフトテニス連盟の連盟登録に関わる手続き
- 公益財団法人スポーツ安全協会の保険費に関わる手続き
- 大会出場に関わる手続き
- その他必要な場合（個人情報利用前に保護者に承諾を得ることとします）

第8章　　規約の改定

第9章　　附則

本規約は令和9年4月1日から施行する。